

事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第 27 条及び同法施行規則第 25 条の規定に基づき、下記のとおり揭示する。

記

1. 事業の種別

第二種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

航空貨物運送（国内）

鉄道貨物運送

内航海運

航空貨物運送（国際）

外航海運

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域又は区間

【航空貨物運送（国内）】

仕立地	仕向地
新千歳、函館、旭川、女満別、釧路、帯広、中標津、青森、秋田、三沢、大館能代、新潟、庄内、花巻、山形、仙台、福島、松本、東京国際、静岡、名古屋、中部国際、小松、富山、大阪国際、関西国際、神戸、鳥取、出雲、美保、広島、山口宇部、高松、高知、松山、福岡、大分、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、岡山、徳島、北九州、成田、札幌、佐賀、岩国、那覇	全国の各空港

【鉄道貨物運送】

拠点駅	東京貨物ターミナル駅、相模貨物駅、千葉貨物駅、熊谷貨物ターミナル駅、越谷貨物ターミナル駅、新座貨物ターミナル駅、隅田川駅 梶ヶ谷貨物ターミナル駅、川崎貨物駅、玉前駅
仕向駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

【内航海運】

全国各港間

【航空貨物運送（国際）】

仕立地	仕向地
東京	TC-1・TC-2・TC-3
大阪	TC-1・TC-2・TC-3
名古屋	TC-1・TC-2・TC-3
福岡	TC-1・TC-3

【外航海運】

国内	横浜港 東京港 大阪港 神戸港 他
国外	北米地域 ヨーロッパ地域 アジア地域 他

5. 業務の範囲

(航空貨物運送 国内) 一般混載事業、宅配便事業

(航空貨物運送 国際) 一般混載事業

(鉄道貨物運送) 一般事業

(内航海運) 一般事業

(外航海運) 一般事業

6. 貨物の集配の拠点

【航空貨物運送（国内）】

仕立地	仕向地
新千歳、函館、旭川、女満別、釧路、帯広、中標津、青森、秋田、三沢、大館、能代、新潟、庄内、花巻、山形、仙台、福島、松本、東京国際、静岡、名古屋、中部国際、小松、富山、大阪国際、関西国際、神戸、鳥取、出雲、美保、広島、山口宇部、高松、高知、松山、福岡、大分、熊本、長崎、鹿児島、宮崎、岡山、徳島、北九州、成田、札幌、佐賀、岩国、那覇	全国の各空港

【鉄道貨物運送】

拠点駅	東京貨物ターミナル駅、相模貨物駅、千葉貨物駅、熊谷貨物ターミナル駅、越谷貨物ターミナル駅、新座貨物ターミナル駅、隅田川駅 梶ヶ谷貨物ターミナル駅、川崎貨物駅、玉前駅
仕向駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

【内航海運】

仕立地	仕向地
東京	那覇
那覇	東京
大阪	那覇
那覇	大阪
東京	志布志
志布志	東京
苫小牧	茨城
茨城	苫小牧
釧路	茨城
茨城	釧路

【航空貨物運送（国際）】

東京・大阪・名古屋・福岡

【外航海運】

仕立地
東京
大阪

以 上